

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の内容

- (1) 業務名
令和6年度ドローン活用モデル創出パイロット業務(以下「本業務」という。)
- (2) 業務の仕様
令和6年度ドローン活用モデル創出パイロット業務委託プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)別添1令和6年度ドローン活用モデル創出パイロット業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月21日まで
- (4) 予算額
金5,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有し、鳥取県と日常的に意思疎通を図ることができる体制を構築できる者であること。
- (3) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が「電気通信機器類」の「電気通信機器」に登録されている者であること。
なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年8月23日(金)正午までに原則としてとっとり電子サービスにより4(2)の場所に提出すること。なお、提出後速やかに、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、4(2)の場所に必ず連絡すること。
- (4) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本件調達の公告日から本業務のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 鳥取県と連携体制及び個人情報保護の体制を構築することができる者であること。
- (8) 本業務において検証するドローンの飛行ルートとなる地元自治体との連携を図ることができる者であること。

3 審査方法等

プロポーザル実施要領別添2業務委託プロポーザル審査要領のとおり

4 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地 鳥取県庁本庁舎7階
鳥取県商工労働部商工政策課
電話 0857-26-7538
ファクシミリ 0857-26-8117
電子メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付

プロポーザル実施要領及び仕様書等は、令和6年8月20日(火)から同月28日(水)までの間、インターネットの鳥取県商工労働部商工政策課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shoukouseisaku/>)に掲載するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領3のとおり直接交付する。

5 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和6年8月28日(水)午後5時15分までに、プロポーザル実施要領5による参加表明書等を4(1)の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

なお、持参による場合は、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。

また、郵送、電子メール又はファクシミリによる場合は、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

上記(1)の参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和6年8月20日(火)から同年9月13日(金)までの間にプロポーザル実施要領7(1)に記載する企画提案書等を作成の上、4(1)の場所に持参又は郵送により提出すること(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない)。

なお、郵送による場合は、受付期間の最終日の午後5時15分までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。また、持参による場合は、受付期間の最終日までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

6 企画提案のプレゼンテーションの実施

企画提案の審査に当たり、提案者は審査委員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和6年9月18日(水)(予定)

(2) 場所 鳥取県庁第二庁舎内の会議室(鳥取市東町一丁目271番地)

(3) その他

正式な開催日時、集合場所及び集合時間は、別途参加表明者に通知する。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

7 契約の締結

3により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、3により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として本業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 5(1)の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び受付期間の最終日の午後5時15分を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

オ 1(4)に示す予算額を超える業務受託見積書が添付されている企画提案書が提出された場合。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) その他

ア 詳細は、プロポーザル実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。